

豊能町中学校夜間学級就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府内中学校夜間学級に在籍する本町在住生徒のうち、経済的理由により就学が困難な生徒又は生徒の保護者に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、就学の機会均等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「生徒」とは、大阪府内の中学校夜間学級に在籍する豊能町在住の者をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、生徒と生計を一にし、親権を行う者（親権を行う者のないときは後見人、後見人もないときは現に当該生徒の監護を行う者）をいう。

(受給の資格)

第3条 就学援助を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する生徒または保護者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者。
- (2) 前年中の世帯全員（世帯分離者も含む。）の合計の所得が、別に定める所得を超えない者。
- (3) その他、教育委員会が特別の事由があると認める者。

(就学援助費の費目及び支給額)

第4条 就学援助の費目は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費
 - (2) 通学用品費
 - (3) 校外活動費
 - (4) 修学旅行費
 - (5) 通学費
- 2 就学援助費の額については、学用品費、通学用品費、校外活動費、においては、当該年度の国庫補助限度単価の2倍の額を上限とし、毎年度、教育長が定める。
- 3 修学旅行費及び通学費については、全額実費支給とする。
- 4 通学費は、学校所在地から居住地（就労している場合は勤務地）までの通学に要する公共交通機関の利用にかかる交通費とする。ただし、公共交通機関の利用を確認できない場合は支給しない。
- 5 生活保護法第13条に規定する教育扶助（以下「教育扶助」という。）の適用を受けている者に対して実施する就学援助費の支給は、第1項第5号に掲げる費目に限るものとする。
- 6 年度途中に入学したときは、入学した日の属する月から支給する。

- 7 支給の年限は入学してから3年を限度とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、6年を限度として支給する。

(受給の申請)

第5条 就学援助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、所定の中学校夜間学級就学援助費受給申請書・同意書（様式第1号）を在学する学校を通じて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請手続期間は、就学援助費を受けようとする年度の教育委員会が定める日から2月末日までとする。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

- 3 申請者は、申請書等を提出した後に申請内容に変更があった場合は、速やかに教育委員会に申し出なければならない。

(受給者の認定及び通知)

第6条 教育委員会は、前条の申請について第3条に規定する受給の資格の有無を審査して受給者の認定（以下「認定者」）又は認定しないことを決定し、審査の結果を在学する学校を通じて申請者に豊能町中学校夜間学級就学援助認定通知書（様式第2号）又は豊能町中学校夜間学級就学援助不認定通知書（様式第3号）をもって、通知するものとする。

(支給時期及び支給方法)

第7条 就学援助費の支給時期は年1回、3月とする。

- 2 就学援助費の支給は、前条において認定された者（以下「認定者」）に対し、第5条第1項の規定による申請者の名義の普通預貯金口座への振込により行う。

(支給の停止又は中止)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助費の一部又は全部の支給を停止又は中止する。

(1) 当該生徒が第2条に規定する者でなくなったとき。

(2) 第3条に規定する受給の資格を喪失したとき。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の決定を取り消すことができる。この場合において、認定者が就学援助費の支給を既に受けているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により認定を受けたとき。

(2) その他教育委員会が引き続き認定することが不適当と認めたとき。

(届出)

第11条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 申請に係る事項に変更が生じたとき。

(2) 就学援助費の受給の資格を喪失したとき。

(実施の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。